

熊本県読書バリアフリー推進計画の概要

第1章 計画策定にあたって (P2~)

1 計画の策定趣旨

障がいの有無に関わらず、全ての県民が等しく読書を通じて文字・活字文化の恩恵を受けられることができる社会の実現を目指し、「熊本県読書バリアフリー推進計画」を策定します。

2 計画の位置づけ

読書バリアフリー法第8条第1項に基づく、熊本県の視覚障がい者等の読書環境の整備推進計画であり、本県における障がい者等の読書環境の整備に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため策定します。なお、関連する他の計画等における基本理念や方針と連携、整合を図るものとします。

3 計画の対象者

視覚障がい、読字に困難がある発達障がい、寝たきりや上肢に障がいがある等の理由により読書に困難を伴う身体障がいのある人、読書や図書館の利用に困難を伴う知的障がいのある人（以下「障がい者等」という。）を対象とします。

4 計画の期間

令和4年度（2022年度）から令和7年度（2025年度）までの4年間。

◆ 国の法律・計画

- 読書バリアフリー法（令和元年6月施行）
- 読書バリアフリー基本計画（令和2年7月策定・公表）

◆ 熊本県の主な関連計画等

- 第4次熊本県子供の読書活動推進計画（～令和5年度）
- 第6期熊本県障がい者計画（～令和8年度）
- 障害のある人もない人も共に生きる熊本づくり条例（平成24年4月施行）

熊本県読書バリアフリー推進計画（令和4年度～）

第2章 障がい者等の読書に係る現状と課題等 (P3~)

1 障がい者等の読書に係る現状

(1) 国の状況

「マラケシュ条約」の採択を契機として、視覚障がい者等の読書環境の整備の推進に関する動きが加速化し、国において、令和元年に「読書バリアフリー法」が施行され、令和2年には「読書バリアフリー基本計画」が策定されました。

(2) 本県の状況

これまで、県においては、障がい者等の読書環境の整備に関連して、主に以下の取組を実施しています。

- 図書館における障がい者等向けのサービス
- 点字図書館の設置（昭和45年～）
- 点字図書等の製作に携わるボランティア人材の養成 他

2 本県における障がい者等の読書環境の課題

- アクセシブルな書籍等の充実や製作人材の養成、確保
- 障がい者等が利用しやすい読書環境の整備や読書活動の支援等（障がい者等の読書活動をサポートする人材の養成等を含む）
- 普及啓発、関係機関等の連携体制の促進 等

障がい者等の読書環境の整備を推進

【参考】 障がい者等が利用しやすい書籍等について

- 点字図書・拡大図書、LLブック、触る絵本・布絵本等
＜障がい者等が利用しやすい書籍（読書バリアフリー法第2条第2項）＞
 - 音声読み上げ対応の電子書籍、音声デジター等のデジター図書等
＜障がい者等が利用しやすい電子書籍等（読書バリアフリー法第2条第3項）＞
- （※）本計画における上記の書籍等の総称。

アクセシブルな書籍等（※）

第3章 基本理念と基本方針 (P6~)

1 基本理念と目指す姿

障がい者等の読書環境の整備を総合的かつ計画的に推進することにより、「障がいの有無にかかわらず、誰もが（全ての県民が）読書に親しむことができる『くまもと』」の実現を目指します。

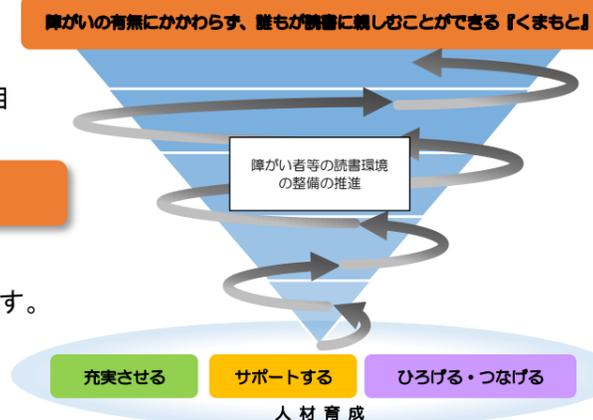
＜目指す姿＞障がいの有無にかかわらず、誰もが読書に親しむことができる『くまもと』

2 基本方針

基本理念及び目指す姿の実現に向け、以下の3つの施策の方向性を定め、計画を推進します。

- 【充実させる】アクセシブルな書籍等の充実等
- 【サポートする】読書環境の整備等
- 【ひろげる・つなげる】普及啓発と連携体制の促進

＜計画推進イメージ図＞



第4章 施策の方向性 (P7~)

【充実させる】アクセシブルな書籍等の充実等

障がい者等のニーズ等に対応した、アクセシブルな書籍等の充実を図ります。また、アクセシブルな書籍等の製作支援に向けた取組の推進や製作人材の養成・確保に努めます。

- (1) アクセシブルな書籍等の充実
- (2) アクセシブルな書籍等の製作支援、製作人材の確保

【サポートする】読書環境の整備等

障がい者等が利用しやすいサービス等の提供を推進するとともに、障がい者等がアクセシブルな書籍等を円滑に利用できるよう、サポートを行います。また、個々の障がいに応じた、読書に親しむための機会の提供に努めます。

- (1) 図書館等の円滑な利用の促進
- (2) 障がい者等の読書活動に関わる人材の養成等

【ひろげる・つなげる】普及啓発と連携体制の促進

障がい者等に対し、図書館サービス等の周知を図るとともに、「障がいの有無にかかわらず、誰もが読書に親しむことができる『くまもと』」の実現に向け、県民への普及啓発を行います。また、市町村、図書館関係者及び障がい福祉関係者等のネットワークを構築し、連携体制の促進に努めます。

- (1) 障がい者等向けのサービスの周知、県民への普及啓発
- (2) 関係機関の連携体制の促進等

第5章 計画の推進に向けて (P11~)

1 推進体制

本計画に基づき、市町村関係部局や関係団体等と連携・協働し、障がい者等の読書環境を整備する施策を推進します。

2 進捗状況の把握

計画の推進にあたっては、定期的に施策の進捗状況を把握し、継続的な改善を図るとともに、障がい者等の読書環境の整備の推進に関わる新たな取組が必要となった場合等には、適宜計画の見直しを行います。また、引き続き障がい者等及び障がい者等の団体やその他関係団体等のニーズ等の把握に努め、それらを踏まえた、より具体的な施策や目標等の検討を行っていきます。